

古宮町産業用地整備事業

仕 様 書

令和 2 年 1 0 月

大 垣 市

目 次

第1章 総 則	1
1 本仕様書の位置づけ	1
2 本要求水準の位置づけ	1
3 敷地概要	1
4 整備施設等	3
5 整備施設等に関する条件等	4
第2章 整備施設等に関する要求水準	5
1 産業用地の整備の要求水準	5
2 新場内通路の整備の要求水準	6
3 新付属店舗の設置の要求水準	7
4 既存設備の移設及び新設の要求水準	10
第3章 リスク管理	11
1 リスク管理	11
第4章 設計業務	14
1 基本事項	14
2 設計監理技術者の資格要件	14
3 業務内容	14
4 関連業務	14
第5章 建設工事	16
1 基本事項	16
2 関連業務	16

第6章 工事監理業務	19
1 基本事項	19
2 監理業務管理技術者の資格要件	19
3 業務範囲	19
4 業務内容	19
5 関連業務	20
第7章 成果物	21
1 設計業務	21
2 建設工事	27
3 工事監理業務	30
別 掲	31
1 別図1（現況図）	31
2 別紙1（関連する関係法令、条例、規則、要綱、基準等）	33
3 別紙2（基本的性能基準表）	37

参考資料	窓口設置：閲覧資料
1 大垣市公設地方卸売市場設計図書	
2 産業用地測量業務委託測量成果簿	
3 大垣市公設地方卸売市場地質調査報告書	
4 産業用地地歴調査業務委託報告書	
5 石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書	

第1章 総 則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、古宮町産業用地整備事業（以下「本事業」という。）において、提案者の提案及び大垣市（以下「市」という。）が契約する事業者（以下「受託者」という。）の事業遂行に係る具体的な指針及び市が要求する業務内容を示すものである。

2 本要求水準の位置づけ

本要求水準は、市が本事業に求める最低水準を規定するものである。提案者は、要求水準として具体的な特記仕様が規定されている内容については、これを遵守して提案を行うこととし、要求水準として具体的な特記仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

(1) 要求水準の変更

市は、事業期間中に、要求水準の見直しを行うことがある。

① 要求水準の変更

市が要求水準を見直すときは、事前に受託者に通知する。

市が要求水準を見直すときの事由は次のとおりである。

- 1) 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。
- 2) 災害、事故等により、特別な業務が経常的に必要となるとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- 3) 市の事由により、業務内容の変更が必要なとき。
- 4) その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

② 要求水準の変更に伴う契約等の変更

市と受託者は、要求水準の変更に伴い、事業契約の変更を行う場合がある。

3 敷地概要

(1) 位置及び敷地現況

本事業における整備用地の位置は、大垣市公設地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）の敷地（以下「本敷地」という。）である。本敷地は、古宮排水路から西側用地（以下「西エリア」という。）と古宮排水路から東側用地（以下「東エリア」という。）とし、整備用地の現況は「別図1」に示すとおりである。

① 西エリア

No.	項目	内容
1	所在地	岐阜県大垣市古宮町227番地1
2	用地面積	約19,363㎡（公簿面積）
3	所有者	大垣市
4	区域区分	市街化区域
5	用途地域	準工業地域
6	特別用途地区	大規模集客施設立地制限地区
7	都市計画施設	大垣都市計画市場（大垣市公設地方卸売市場）
8	地目	宅地
9	現況	付属店舗、付属棟、守衛所、自転車置場、駐車場
10	建蔽率	60%
11	容積率	200%
12	その他	エリア内に国有地（約121㎡）が存在するが、令和2年11月末までに取得予定

② 東エリア

No.	項目	内容
1	所在地	岐阜県大垣市古宮町161番地1
2	用地面積	約36,535㎡（公簿面積）
3	所有者	大垣市
4	区域区分	市街化区域
5	用途地域	準工業地域
6	特別用途地区	大規模集客施設立地制限地区
7	都市計画施設	大垣都市計画市場（大垣市公設地方卸売市場）
8	地目	宅地
9	現況	卸売場棟、冷蔵庫棟、倉庫、青果保冷库、管理サービス棟、発砲スチロール処理所、汚水処理場、屋外受水槽、自転車置場、駐車場
10	建蔽率	60%
11	容積率	200%

(2) 地盤の状況

本敷地の地盤状況については、「大垣市公設地方卸売市場地質調査報告書」を参考とすること。

なお、設計、工事において追加的に必要なものについては、受託者が調査を行い、必要な対策を講じること。

(3) 土壌汚染の状況

本敷地の土壌汚染状況については、「産業用地地歴調査業務委託報告書」を参考とすること。

(4) 既存の建物、構造物及び地下埋設物の状況

本敷地にある建物、構造物及び地下埋設物は、「大垣市公設地方卸売市場設計図書」を参考とすること。

(5) ライフラインの現況等

本敷地及び周囲のライフラインの状況等は、次のとおりである。

なお、詳細は、受託者が関係機関に確認すること。

① 電気・ガス・電話等

あり

② 上水道

なし

③ 下水道

なし

4 整備施設等

(1) 産業用地の造成

西エリアの既存付属店舗等を解体、撤去し、産業用地として整備すること。

(2) 新場内通路の整備

西エリアの造成に伴い、市道592古宮深池4号線から東エリアまでの卸売市場専用の新たな場内通路を整備すること。

(3) 新付属店舗の設置

西エリアの既存付属店舗の解体に伴い、東エリアに新たな付属店舗を設置すること。

(4) 既存設備の移設及び新設

西エリアにある守衛所の解体に伴い、同守衛所内の警報盤及び自動火災報知設備受信機等の設備・機能を東エリアの卸売場棟へ移設すること。

5 整備施設等に関する条件等

(1) 事業全体に関する条件

- ① 関連する関係法令等を遵守すること。
- ② 設計業務及び工事監理業務について、委託業務の処理を一括して第三者に委任し、又は請け負わないこと。
- ③ 建設工事（造成工事、道路工事、建築工事）について、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わないこと。
- ④ 省資源、省エネルギーなどの環境対策に配慮すること。
- ⑤ 良好な産業用地を形成するため、美しい景観を創出すること。
- ⑥ 大規模な震災など、防災対策に配慮すること。
- ⑦ 事業の進捗に伴って市に提出する書類及び関連する情報は、受託者が一元的に管理し、市に定期的に報告すること。

(2) 関連する関係法令等

本事業の実施にあたっては、設計、工事、工事監理の各業務の提案内容に応じ、受託者の責任において、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を確認、遵守するとともに、各種基準等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

関連する関係法令、条例、規則、要綱等は、設計、工事、工事監理の各業務の開始時に最新のものを採用すること。

なお、本事業に関して特に留意すべき関連する関係法令、条例、規則、要綱、基準等は「別紙1」のとおりである。

第2章 整備施設等に関する要求水準

1 産業用地の整備の要求水準

(1) 解体及び造成計画

- ① 解体工事の対象施設は、西エリアの既存付属店舗、付属棟、守衛所及び、関連する構造物、地下埋設物、排水構造物、舗装、杭、樹木等産業用地及び新場内通路の整備に不要となるものすべてとする。
- ② 受託者は、測量基準点等について、適宜移設すること。
- ③ 電気、ガス、電話、水道、排水管等の設備については、解体工事着手前に調査を行い、関係機関と連絡調整の上、十分注意して解体工事を行うこと。
- ④ 解体建物の内容物については、受託者の責めにおいて処理すること。
- ⑤ 解体工事の対象施設には、石綿含有部材を使用しているものがあり、数量及び位置等については、「石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書」等を参考とすること。
- ⑥ 廃棄物等の撤去について法令等で定められている場合は、当該法令等に従って適切に処分を行うこと。
- ⑦ 解体工事後、整地を行うこと。整地は、機械で実施し、十分な締固めを行うこと。
- ⑧ 排水について、排水方法等に十分配慮すること。

2 新場内通路の整備の要求水準

(1) 整備計画

- ① 市道592古宮深池4号線から東エリアまでの卸売市場専用の新たな場内通路を整備すること。
- ② 市道592古宮深池4号線からの新たな乗入口整備や既設卸売市場乗入口の閉鎖等に伴う道路改修工事を行うこと（道路側溝の補強、路面標識の撤去等）。
- ③ 市道592古宮深池4号線から自動車及び自転車の出入りがしやすいこと。
- ④ 大型自動車の通行を考慮して整備すること。
- ⑤ 事故及び渋滞回避に配慮すること。また、自転車及び歩行者の安全性に十分配慮すること。
- ⑥ 維持管理の容易さ、耐久性の高さ、地域・地形（構造令の柔軟な適用）等を考慮し、市道と同等の設計を行うこと。

(2) 通路幅員

通路幅員は9m以上とすること。

(3) 車線数

車線数は、片側1車線の2車線以上とし、幅員1.5m以上の歩道を設置すること。（歩道は片側のみの設置でも可）

(4) 交通安全施設の設置

- ① 道路利用者が安全に道路を通行するための対策を講じること。
- ② 道路照明、防護柵、ガードパイプ、路面標識（注意喚起文字、減速ドットマーク等）、標識（案内標識、規制標識、注意喚起看板含む）を設置すること。

3 新付属店舗の設置の要求水準

(1) 店舗床面積等

店舗として、利用可能な建物を建築し、床面積、店舗（区画）数は下表のとおりとすること。

No.	床面積	店舗（区画）数	業種
1	30㎡程度	4	小売業
2	60㎡程度	4	小売業（うち食肉小売業1店舗）
3	75㎡程度	1	小売業（食肉小売業）
4	90㎡程度	2	小売業

※ 面積には、室内のパイプシャフトスペース（PS）を含む。

(2) 構造計画

① 基本的性能については、「官庁施設の基本的性能基準」に基づき「別紙2」の内容をみたすこと。

② 耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」に基づき次の性能以上を有すること。

- ア 構造体 Ⅲ類
- イ 建築非構造部材 B類
- ウ 建築設備 乙類

(3) 仕上げ計画

① 内壁の仕上げは、耐水性が良く、汚れが付きにくく、清掃しやすいものとする。

② 床の仕上げは、各店舗の用途に応じて、排水性、防滑性に優れ、かつ清掃がしやすいものとする。また、耐候性を持ち、大型冷蔵庫等を設置しても十分な耐力があるものとする。

③ 天井は、清掃しやすい平滑な構造とし、点検が容易に出来る点検口、点検スペースを設けること。

④ 出入口には、スロープを設置し、商品の搬入が容易に行えるよう配慮すること。

⑤ 表面の出入口には、有効開口1,800mm以上を確保し、スチール製軽量手動シャッター（t=0.8mm以上）を設けること。

⑥ 裏面の出入口には、スチール戸（内部郵便受付）を設置すること。

⑦ 出入口に使用するガラスは、強化ガラスt=5.0mm以上とすること。

⑧ 断熱材は、各店舗の用途に応じて十分な断熱性能を有するものとする。

- ⑨ 界壁は、十分な遮音性能を有するものし、建築基準法施行令告示に適合しているものを採用すること。
- ⑩ 各店舗には、看板を設置すること。デザインは市と協議の上、決定すること。
- ⑪ 店舗の外観は、大垣市景観条例に適合するように建築すること。
- ⑫ 店舗と外部とのレベル差は、100mm以上確保すること。

(4) 電力設備計画

- ① 各店舗の電力負荷は、電灯用を6KVA以上、動力用を6KW以上とし、店舗の用途に合わせて適宜電気設備を設置すること。ただし、3店舗には動力用20KWの電気設備を設置すること。コンセントの数、設置位置については市と協議の上、決定すること。
- ② 各店舗に、営業に十分な光量が確保できる電灯を設置すること。

(5) 通信設備計画

- ① 各店舗にインターネット・電話用の空配管を設置すること。
- ② 全体の集合装置は外壁面に設置すること。設置位置については市と協議の上、決定すること。

(6) 空調・換気設備計画

各店舗の用途に合わせて十分な能力を持つ空調設備、換気設備を設置すること。

(7) 給水設備計画

- ① 各店舗への給水は、井戸の既存配管より、飲料用給水管を各1本、3店舗には飲料用給水管とは別に、冷却用給水管を各1本設置すること。設置位置については市と協議の上、決定すること。
- ② 各店舗に、手洗器、自動水栓を設置すること。設置位置については市と協議の上、決定すること。

(8) 排水設備計画

- ① 各店舗からの排水は手洗用排水設備、厨房用排水設備をそれぞれ介して既存排水管へ接続すること。
- ② 店舗の用途に合わせて、グリストラップを設置すること。

(9) ガス設備計画

各店舗に、ガス設備（配管）を設置すること。設置位置については市と協議の上、決定すること。

(10) 消火設備計画

- ① 各店舗に、自動火災報知設備を設置し、後述の卸売場棟に設置する自動火災報知設備受信機で監視を行えるようにすること。
- ② 消火器は、消防法上の要件を満たすものとして必要な位置に設置すること。

(11) 衛生器具設備計画

共用トイレ（男女別）を設置すること。

(12) 検針設備計画

各店舗に、電灯・動力・ガス・水道・冷却水用水道メーターを設置し、外部からの検針ができるようにすること。

(13) 整備区分

「(4)」～「(9)」以外の内部電気配管、内部給水配管、内部排水配管については、店舗使用者等が整備する。

(14) 緑化計画

新付属店舗の設置にあたり、次の計算により、緑地及び高木を本敷地内（東エリア及び西エリア）に配置すること。緑地の面積等の考え方については、大垣市公式ホームページに公開されている「開発行為等に伴う緑化計画書提出要領」を参照すること。

No.	項目	計算内容（新たに必要な面積・数量）
1	緑地面積（㎡）	建築する面積（㎡）÷都市計画法上の建蔽率×0.2
2	高木本数（本）	建築する面積（㎡）÷都市計画法上の建蔽率×0.005

4 既存設備の移設及び新設の要求水準

(1) 設備配置計画

西エリアにある守衛所の解体に伴い、同守衛所内の警報盤及び自動火災報知設備受信機等の設備・機能を、次の事項に留意の上、卸売場棟へ移設する。

① 共通事項

- 1) 守衛所内の警報盤及び自動火災報知設備受信機等を撤去すること。なお、撤去処分等に係る費用は、受託者が負担すること。
- 2) 電源及び離線・結線においては、極性等に十分留意し配線すること。

② 警報盤

- 1) 管理サービス棟に設置してある警報盤を改修し、監視機能を卸売場棟へ移設すること。なお、設置場所については、市と協議の上、決定すること。
- 2) 移設した警報盤と既存の端末機器を接続すること。なお、既存の建物の端末機器は、「大垣市公設地方卸売市場設計図書」を参考とすること。

③ 自動火災報知設備受信機等

- 1) 受信機を卸売場棟に新設すること。なお、受信機の規格は、P型1級壁掛型とし、設置場所については、市と協議の上、決定すること。
- 2) 受信機の新設に伴い、東エリアにある既存建物の感知器等を更新すること。
- 3) 更新した感知器等及び新付属店舗の感知器等を、新設した受信機と接続すること。なお、既存建物の感知器等は、「大垣市公設地方卸売市場設計図書」を参考とすること。

第3章 リスク管理

1 リスク管理

本事業に係るリスク管理については、下表のとおりとする。

なお、項目以外の事案が発生した場合は、2者協議の上決定するものとする。

(1) 共通リスク

No.	リスク項目		内容	負担者	
				市	受託者
1	制度	法制度	法制度改正により、建設・維持管理費用等に追加変更が生じた場合	○	
		法定手続	法定手続等への漏れ及び遅延により本事業の費用増加や工期延長が生じた場合		○
2	不可抗力		不可抗力により費用増加が生じた場合	○	

(2) 設計リスク

No.	リスク項目		内容	負担者	
				市	受託者
1	設計不適合		市が要求する水準の設計ができない場合		○
2	設計遅延		市側の事由により設計が一定期間に完結せず、費用増加が生じた場合	○	
			受託者側の事由により設計が一定期間に完結せず、費用増加が生じた場合		○
3	設計変更		市側の事由により設計変更が生じ、費用増加が生じた場合	○	
			受託者側の事由により設計変更が生じ、費用増加が生じた場合		○

(3) 建設リスク

No.	リスク項目	内容	負担者	
			市	受託者
1	建設費増大	市側の指示により、費用増加が生じた場合	○	
		建設費用や建設期間の見積りに誤差があった場合		○
	用地条件	史跡等の発見など予見せざる用地条件により、建設期間または費用に変更が生じた場合	○	
2	建設違反	設計とおりに建設されなかったために費用増加が生じた場合		○
3	マネジメント不足	プロジェクトマネジメントが劣悪なため費用増加が生じた場合		○
4	業者間の紛争	企業間紛争により、費用増加が生じた場合		○
5	建設段階の住民対策	建設時において周辺環境の保全等に係る騒音等の苦情処理の必要が生じた場合		○
6	現場の警備体制	設備・原材料の盗難・損傷により、費用増加が生じた場合		○
7	現場の安全管理	安全管理の不足により、費用増加が生じた場合		○
8	建設工事中の事故等	建設中に事故や第三者への損傷が生じ、費用増加が生じた場合		○

(4) 施設・維持管理リスク

No.	リスク項目	内容	負担者	
			市	受託者
1	税制度	消費税率の改正により、消費税額が増加した場合	○	
2	施設の瑕疵	本事業において建設された施設に補修を要する瑕疵があることが契約不適合責任期間中に顕在化した場合		○

第4章 設計業務

1 基本事項

- (1) 受託者は、事業契約等に基づき、整備施設等に必要な基本設計及び実施設計を行うこと。
- (2) 設計図書等の表記方法については、市と協議すること。

2 設計管理技術者の資格要件

設計管理技術者の資格要件は、次によること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

3 業務内容

- (1) 設計条件等の整理
- (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ（打合せの結果は、必ず書面にて報告すること）
- (3) 電力、ガス、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- (4) 建築基準法及び関連する関係法令、条例等、工事開始までに必要な各種申請・手続業務（手数料を含む）
- (5) 西エリアの用地の形状、高低差、建築物、工作物、インフラ（電気、ガス、電話等の各設備）、測量、地質調査及び樹木等の調査確認
- (6) 整備用地の全体整備計画を行い、市道592古宮深池4号線から卸売市場の東エリアへの新場内通路及び新付属店舗整備計画の立案
- (7) 新場内通路供用開始及び新付属店舗利用開始までの全体スケジュールの作成
- (8) 既存付属店舗等の解体、産業用地の造成、新場内通路、新付属店舗、移設設備、新設設備及びその他受託者が提案に基づき整備する施設の設計図書の作成
- (9) 設計内容の市への説明等
- (10) 土木設計及び建築設計の積算業務
- (11) 透視図の作成

4 関連業務

(1) 設計業務計画書の提出

受託者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計業務計画書を作成して市に提出し、市の承諾を得ること。

(2) 設計業務体制の届出

受託者は、設計業務の管理技術者を配置して、設計体制とあわせて設計業務計画書に定め、設計業務着手前に市に報告すること。なお、設計体制を変更する場合も同様とする。

(3) 設計内容の協議等

受託者は、設計にあたっては市と協議を行うこと。

市は、設計の検討内容について、いつでも受託者に確認することができるものとし、受託者は随時対応すること。

(4) 設計業務進捗状況の管理

設計業務の進捗管理は、受託者の責任において実施すること。

(5) 業務の報告及び設計図書の提出

受託者は、設計業務計画書に基づき、市に対して定期的に設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うこと。また、基本設計及び実施設計の終了時においては、受託者は、設計図書等を市に提出し、市の承諾を得ること。

なお、設計図書に関する著作権は市に帰属するものとする。

第5章 建設工事

1 基本事項

卸売市場としての機能及び運営に支障がないように設計図書及び施工計画書に従って工事を実施すること。

2 関連業務

(1) 事前調査

本工事の施工前に現況調査を十分に行うこと。なお、不明な点は市と協議を行うこと。

(2) 工事計画

関連する関係法令等を参照し、適切な工事計画を策定すること。

(3) 工程及び搬出入

- ① 工事開始は、都市計画の変更決定後に行うこと。
- ② 工事の工程及び機器等の搬出入方法は、市と協議の上、本工事及び近隣住民等に支障の無いように進めること。

(4) 近隣対応

工事の概要及び工程について、近隣に周知するとともに、工事に伴う影響を最小限に抑えるよう努め、工事車両の出入りによる交通障害、粉塵の飛散防止及び排ガス対策並びに工事による騒音、振動等に配慮すること。

(5) 官公署等への手続

工事の完成に必要な官公署等への手続きは、費用を含め受託者が行うこと。

(6) 安全管理

- ① 受託者は、災害公害及び危険防止のため、関係法令の定めるところに従い、十分な策を講じ施工すること。なお、必要があれば適切に足場・仮囲い・養生等を行うこと。
- ② 工事中発生した公害及び近隣からの苦情に対しては、受託者の責任にて対処すること。
- ③ 工事中は必要に応じて交通誘導警備員を置き、他への安全に期すること。

- ④ 車両の出入りに際して、土落とし等の対策を行うなど、周辺道路の汚損等が無いような対策を講じること。

(7) 保険等

第三者に損害を与えた場合及び工事目的物、工事材料に損害を被った場合の補償を目的とする損害保険、建設工事保険等に参加すること。

(8) 使用材料・工法

使用材料は、環境に優しい材料及びリサイクル商品（グリーン購入法）等を選定するとともに、環境負荷を低減する工法を考慮すること。

(9) 仮設工事

工事期間中は工事範囲を適切に区画すること。また、必要に応じて解体材・資材等の運搬経路を養生すること。

(10) 解体工事

- ① 解体工事はできる限り粉塵、騒音等の発生しにくい工法で施工するとともに、養生を行うこと。
- ② 解体により発生した廃材・ガラ等は、極力リサイクルに努めること。

(11) 廃棄物の処分

- ① 解体及び解体材の処分にあたっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に準じ、分別解体、再資源化を図ること。
- ② 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）により収集・運搬・最終処分等、担当責任者別に受託契約書を締結し、その写し、処分状況報告書（記録写真、処分書類等）を提出すること。

(12) 再資源化

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定が及ばない資材についても、同法の規定に準じて分別解体、再資源化に努めること。

(13) 施工管理

- ① 関連する関係法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って工事を実施すること。

- ② 市の担当者による工事現場の確認に対応することとし、施工状況について説明を求められたときには速やかに回答すること。
- ③ 市に対し、定期的に工事施工管理状況の報告を文書にて行うこと。
- ④ 工事完成時には、施工記録を整備し、市に提出すること。

(14) 完成検査

完成検査は、次の規定に即して実施すること。

① 社内検査

- 1) 受託者は、受託者の責任及び費用において、本工事の社内検査及び機器の試験運転検査等を実施すること。
- 2) 受託者は、社内検査及び機器の試験運転検査等の実施について、それらの実施日の14日前に市に書面で通知すること。
- 3) 市は、受託者が実施する社内検査及び機器の試運転に立ち会うことができるものとする。
- 4) 受託者は、市に対して社内検査、機器の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告、説明を行うこと。

② 市の完成検査等

市は、受託者による前述「① 社内検査」の終了後、本工事について、次の方法により行われる完成検査を実施するものとする。

- 1) 市は、受託者の立ち会いの下で、完成検査を実施するものとする。
- 2) 受託者は、機器の取り扱いに関する市及び関係者への説明を、「① 社内検査」の試運転とは別に実施すること。

(15) その他

- ① 本工事の下請業務及び建設資材等の購入において、市内業者を積極的に活用するよう努めること。
- ② 工事表示板（900×1200 トタンにカッティングシート貼り）を設置すること。

第6章 工事監理業務

1 基本事項

受託者は、設計図書の内容をよく認識し、公共物、公共建築物の性格及び意義を深く理解して本事業目的を十分把握し、常に市の立場に立って厳正かつ公平に誠意を持ってあたり、工事の円滑な進捗と適正な施工が行われるよう努めること。

2 監理業務管理技術者の資格要件

監理業務管理技術者の資格要件は、次によること。

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

3 業務範囲

- (1) 土木工事業務及び建築工事業務
- (2) 設計照査、変更設計業務

4 業務内容

- (1) 工事監理方針の説明等
- (2) 工事に係る全工種の工程監理及び報告
- (3) 設計図書の内容の把握
- (4) 施工図等を設計図書に照らしての検討及び報告
- (5) 工事と設計図書との照合、確認及び結果報告
- (6) 工事監理報告書等の作成及び提出
- (7) 各種法令申請手続き
- (8) 必要に応じた打ち合わせ会議の開催及び記録簿の作成
- (9) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- (10) 工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言
- (11) 工事内容の変更に関する検討及び報告、手続き
- (12) 市への報告、説明
- (13) 関係機関の検査の立会い
- (14) 市の完成検査の立会い
- (15) 整備施設等の引き渡しの立会い

5 関連業務

- (1) 施工計画、工程等の検討を行い、工事の成果が設計図書に合致するよう調整し、その結果を承認して市へ報告すること。
- (2) 施工図、使用材料、仕上げ及び設備機械器具等は、図面、見本、模型等により検討し、設計図書に合致するものにつき、その採用を承認し、市へ報告すること。
- (3) 色彩その他設計図書に明示しがたいものの決定にあたっては、事前に見本その他実施案を提出し、市と協議し、承諾を得ること。
- (4) 設計図書の内容を変更する必要があると認められるときは、その変更案を作成し、市へ提出し、その承諾を得ること。
- (5) 工事期間中は、常に工事の施工状況及び進捗状況を把握し、工事監理の終了時に工事監理報告書を作成し、市へ提出すること。（建築士法第20条第3項の工事監理報告書の内容を満たすこと。）
- (6) 「(1)」～「(5)」のほか、工事監理に必要な業務を行うこと。
- (7) 監理業務完了後であっても、監理上に起因する問題が生じた場合は、誠意をもって問題の対応にあたること。

第7章 成果物

1 設計業務

(1) 共通事項

成果物（提出書類等）		数量
着手時	① 着手届	1
	② 管理・主任・照査技術者届（資格要件のわかる書類添付）	1
	③ 設計業務計画書	1
	④ プロポーザル提案に基づいた卸売市場全体（西エリアも含む）の完成予想図（パース図）	1
完了時	① 完了届	1
	② その他必要な書類	1

(2) 土木設計

① 基本設計

成果物（提出書類等）		数量
土木	① 現況平面図	1
	② 外構計画平面図	1
	③ 造成計画平面図	1
	④ 排水計画平面図	1
	⑤ 各種標準断面図	1
	⑥ その他平面図・詳細図	1
	⑦ 工事費概算書	1
	⑧ その他報告書	1

② 実施設計

成果物（提出書類等）		数量
土木	① 特記仕様書	1
	② 実施設計平面図	1
	③ 施設配置図	1
	④ 点高図	1
	⑤ 土工図	1
	⑥ 施設詳細図	1

成果物（提出書類等）		数量
土 木	⑦ 植栽平面図	1
	⑧ 排水平面図	1
	⑨ 排水縦断図	1
	⑩ 排水詳細図	1
	⑪ 給水平面図	1
	⑫ 電気平面図	1
	⑬ 仮設図	1
	⑭ 各種構造図	1
	⑮ その他必要な平面図・詳細図	1
	⑯ 構造計算書	1
	⑰ 数量計算書	1
	⑱ 工事費内訳書	1
	⑲ その他報告書（検討資料等）	1

(3) 建築設計

① 基本設計

成果物（提出書類等）		数量
建 築	① 建築（総合）基本設計図書	1
	1) 計画説明書	
	2) 仕様概要書	
	3) 仕上概要書	
	4) 面積表及び求積図	
	5) 敷地案内図	
	6) 配置図	
	7) 平面図	
	8) 断面図	
	9) 立面図	
	② 工事費概算書	1
	③ 仮設計画概要書	1
構 造	① 建築（構造）基本設計図書	1
	1) 構造計画説明書	
	2) 構造設計概要書	
	② 工事費概算書	1

成果物（提出書類等）		数量
電気設備	① 電気設備基本設計図書 1) 電気設備計画説明書 2) 電気設備設計概要書	1
	② 工事費概算書	1
給排水衛生設備	① 給排水衛生設備基本設計図書 1) 給排水衛生設備計画説明書 2) 給排水衛生設備設計概要書	1
	② 工事費概算書	1
空調換気設備	① 空調換気設備基本設計図書 1) 空調換気設備計画説明書 2) 空調換気設備設計概要書	1
	② 工事費概算書	1
資料	① 各種検討資料等	1
	② 各記録書	1
	③ CAD等の電子データ	1

② 実施設計

成果物（提出書類等）		数量
建築	① 建築（総合）設計図 1) 建築物概要書 2) 仕様書 3) 仕上表 4) 面積表及び求積図 5) 敷地案内図 6) 配置図 7) 平面図 8) 断面図 9) 立面図 10) 矩計図 11) 天井伏図 12) 平面詳細図	1

成果物（提出書類等）		数量
建 築	13) 部分詳細図（断面含む）	
	14) 建具表	
	15) 外構図	
	16) 総合仮設計画図（ステップ図）	
	② 計画通知図書（設備工事とも）	1
	③ その他の申請に必要な図書	1
	④ 建築工事積算（構造含む）	1
	1) 建築積算数量算出書	
	2) 建築積算数量調書	
	3) 建築設計内訳書	
	4) 見積等関係資料	
	5) 単価調書・単価資料	
	⑤ 既設建築物解体工事設計図（設備含む）	1
	⑥ 既設建築物解体工事積算（設備含む）	1
1) 解体工事積算数量算出書		
2) 解体工事積算数量調書		
3) 解体工事設計内訳書		
4) 見積等関係資料		
5) 単価調書・単価資料		
構 造	① 建築（構造）設計図	1
	1) 仕様書	
	2) 構造基準図	
	3) 伏図（各階）	
	4) 軸組図	
	5) 部材断面表	
	6) 各部断面図	
	7) 標準詳細図	
	8) 各部詳細図	
	② 構造計算書	1
	③ その他計画通知に必要な図書	1
	④ 柱状図	1

成果物（提出書類等）		数量
電気設備	① 電気設備設計図	1
	1) 仕様書	
	2) 敷地案内図	
	3) 配置図	
	4) 電灯設備図	
	5) 動力設備図	
	6) 受変電設備図	
	7) 構内情報通信網設備図	
	8) 構内交換設備図	
	9) 映像・音響設備図	
	10) 拡声設備図	
	11) 火災報知設備図	
	12) 構内配電線路図	
13) 構内通信線路図		
② 電気設備設計計算書	1	
③ その他必要な申請及び図書	1	
④ 電気設備積算	1	
1) 電気設備工事積算数量算出書		
2) 電気設備工事積算数量調書		
3) 電気設備工事設計内訳書		
4) 見積等関係資料		
5) 単価調書・単価資料		
給排水衛生設備	① 給排水衛生設備設計図	1
	1) 仕様書	
	2) 敷地案内図	
	3) 配置図	
	4) 給排水衛生設備配管系統図	
	5) 給排水衛生設備配管平面図	
	6) 消火設備系統図	
	7) 消化設備平面図	
	8) 厨房設備図	
	9) 浄化槽設備図	
10) 雨水・排水再利用設備図		

成果物（提出書類等）		数量
給排水衛生設備	11) その他設置設備計画図	
	12) 部分詳細図	
	② 給排水設備計算書	1
	③ その他必要な申請及び図書	1
	④ 給排水衛生設備積算	1
	1) 給排水衛生設備工事積算数量算出書	
	2) 給排水衛生設備工事積算数量調書	
	3) 給排水衛生設備工事設計内訳書	
	4) 見積等関係資料	
	5) 単価調書・単価資料	
空調換気設備	① 空調換気設備設計図	1
	1) 仕様書	
	2) 敷地案内図	
	3) 配置図	
	4) 空調設備系統図	
	5) 空調設備平面図	
	6) 換気設備系統図	
	7) 換気設備平面図	
	8) 自動制御設備図	
	② 空調設備計算書	1
	③ その他必要な申請及び図書	1
	④ 空調設備工事積算	1
	1) 空調換気設備工事積算数量算出書	
	2) 空調換気設備工事積算数量調書	
	3) 空調換気設備工事設計内訳書	
4) 見積等関係資料		
5) 単価調書・単価資料		
その他	① 透視図	1
	② 建設物省エネ法の届出書（副本）	1
資料	① 各種検討資料等	1
	② 各記録書	1
	③ CAD等の電子データ	1

2 建設工事

(1) 土木工事

成果物（提出書類等）		数量
着 工 時	① 着工届	1
	② 現場代理人届、（専任）主任技術者届（資格要件のわかる書類添付）、 （専任）監理技術者届（監理技術者有資格者証（写し）） ※各届出書に3か月雇用のわかる書類（経歴書または健康保険証等の写し）を添付	1
	③ 工程表 ※契約後10日以内	1
	④ 施工計画書 ※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を添付	1
	⑤ 各種保険証書等	1
	⑥ 工事カルテ（コリンズ）の登録 ※契約後10日以内	登録
工 事 中	① 工事に必要な官公署等への届出書類	1
	② 指示・承諾・協議・提出・報告書、打合せ記録	1
	③ 施工図、使用材料調書、段階確認報告書	1
	④ 施工体系図、施工体制台帳（契約書の写しを含む）	1
	⑤ 安全管理実施報告書（使用機械・工具・車両等の点検等、過積載防止の記録等）及び安全教育実施報告書（安全巡視、TBM、KY、新規入場者教育等）	提示
	⑥ 工事履行報告書	1
	⑦ その他必要な書類	1
完 成 時	① 完成届	1
	② 請求書	1
	③ 完成写真（着工前・完成） ※トレーシングペーパー付（完成写真の方に色付け、撤去部分：青、新設部分：赤）	1
	④ 完成図書（綴り込み）	1
	1) 完成写真（着工前・完成）、工事写真（着工前～工事中～完成） 2) 実施工程表 3) 出来形管理 4) 完成図（設計図訂正） 5) 保証書 ※保証書の保証開始日は、工事完成日の翌日からとする。	

成果物（提出書類等）		数量
完成時	6) 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ※計画書・実施書を併せて提出	提示 1
	7) 建設廃棄物処理委託契約書（写し）・集計表	
	8) 建設業退職金共済組合掛金収納書またはその他の退職金制度での加入証明書	
	9) 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	
	10) 保全に関する説明書（取扱説明書及び保守管理要領参考資料）	
	11) 社内検査報告書	
	12) 監督員通知書（写し）	
	⑤ 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）	
	⑥ その他必要な書類	

(2) 建築工事

成果物（提出書類等）		数量
着工時	① 着工届	1
	② 現場代理人届、（専任）主任技術者届（資格要件のわかる書類添付）、（専任）監理技術者届（監理技術者有資格者証（写し）） ※各届出書に3か月雇用のわかる書類（経歴書または健康保険証等の写し）を添付	1
	③ 工程表（ネットワークと出来高予定を含む） ※契約後10日以内	1
	④ 総合施工計画書 ※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を添付	1
	⑤ 各種保険証書等（建築工事：建設工事保険及び第三者損害補償責任保険） ※火災保険（建物内工事開始日～工期+14日）	1
	⑥ 工事カルテ（コリンズ）の登録 ※契約後、変更契約後、及び工事完成後10日以内	登録
工事中	① 工事に必要な官公署等への届出書類	1
	② 指示・承諾・協議・提出・報告書、打合せ記録	1
	③ 月間工程表、週間工程表 ※週間工程表には休日・夜間作業内容及び時間を明記	1
	④ 施工図、工種別施工計画書又は施工要領書、機器製作図、試験検査記録書、J I S規格証明書、使用資材及び機器検査承諾願、資材試験表	1

成果物（提出書類等）		数量
工事中	⑤ 施工体系図、施工体制台帳（契約書の写しを含む）	1
	⑥ 安全管理実施報告書（使用機械・工具・車両等の点検等、過積載防止の記録等）及び安全教育実施報告書（安全巡視、TBM、KY、新規入場者教育等）	提示
	⑦ 月毎の工事履行報告書（出来形率、工程表、写真） ※補助工事又は工期が6か月以上の場合	1
	⑧ 設計変更見積書 ※市の指示がある場合	1
	⑨ その他必要な書類	1
完成時	① 完成届	1
	② 請求書	1
	③ 完成写真（着工前・完成） ※トレーシングペーパー付（完成写真の方に色付け、撤去部分：青、新設部分：赤）	1
	④ 完成図書（綴り込み）	1
	1) 完成写真（着工前・完成）、工事写真（着工前～工事中～完成）	
	2) 実施工程表	
	3) 完成図（設計図訂正）	
	4) 機器完成図	
	5) 各種試験結果記録表	
	6) 検査調書、保証書及び主資材出荷証明書 ※保証書の保証開始日は、工事完成日の翌日からとする。	
	7) 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ※計画書・実施書を併せて提出	
	8) 建設廃棄物処理委託契約書（写し）・集計表	
	9) 建設業退職金共済組合掛金収納書またはその他の退職金制度での加入証明書	
10) 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書		
11) 保全に関する説明書（取扱説明書及び保守管理要領参考資料）		
12) 社内検査報告書及び建築課検査報告書		
13) 監督員通知書（写し）		
⑤ 鍵目録と鍵（キー付スチールケースに収納）	1	
⑥ 産業廃棄物管理票（マニフェストE票）	提示	
⑦ その他必要な書類	1	

3 工事監理業務

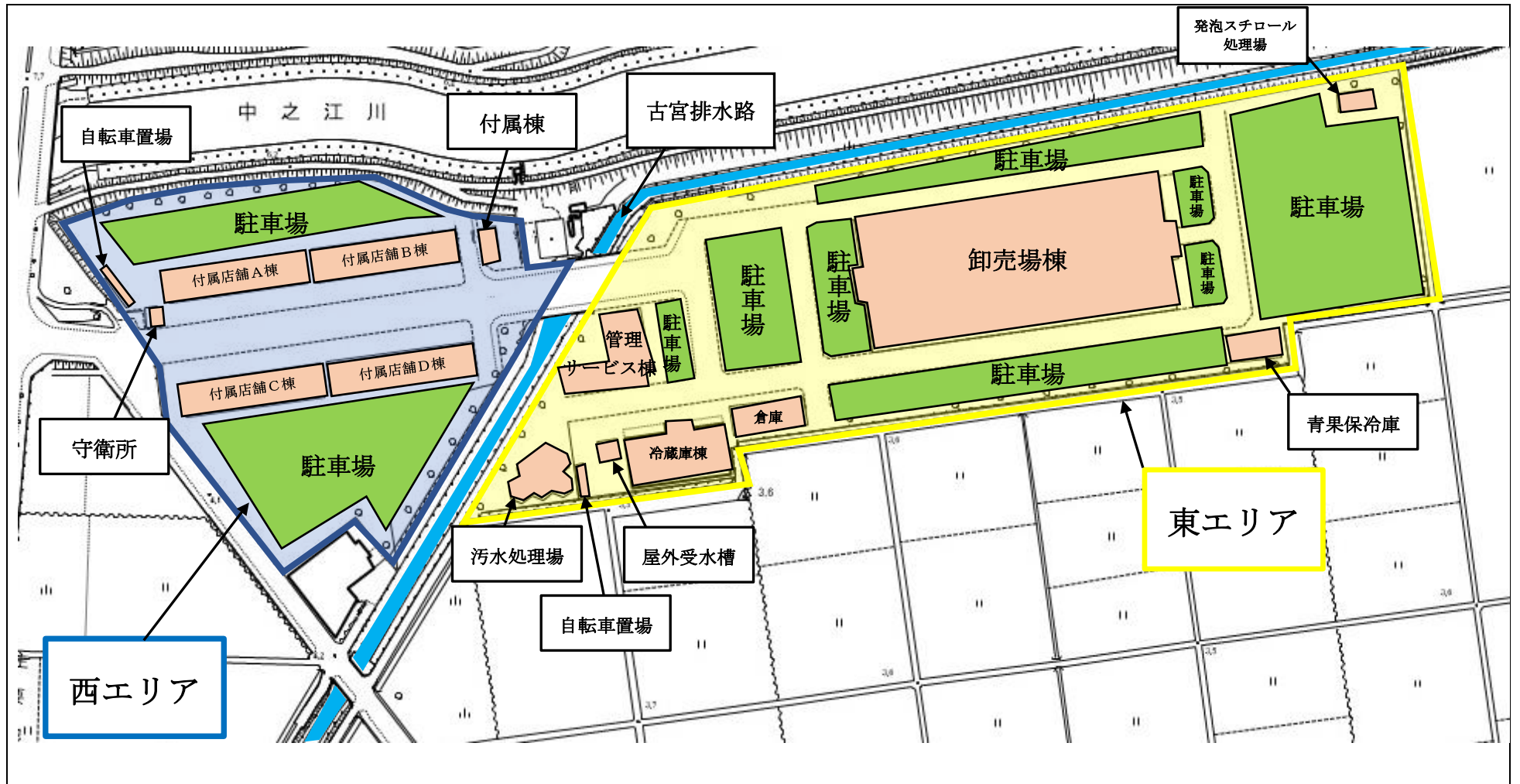
成果物（提出書類等）		数量
着手時	① 着手届	1
	② 監督員選任届 ※管理組織表、監督員経歴書を添付	1
工事中	① 工事監理報告書	1
完了時	① 完了届	1
	② その他管理上必要な書類	1

※ 成果物は、ワード、エクセル等の汎用パソコン用ソフトウェアを使用し、オリジナルデータ形式にて提出すること。やむを得ず、特殊なデータとなる場合は、PDFに変換したデータも併せて提出すること。

※ 図面CADデータは、JWW形式データにて提出すること。

※ 図面及び提出書類の電子データを、ウイルスチェック済みCDまたはDVDにて納品すること。

現況図



関連する関係法令、条例、規則、要綱、基準等

1 法 令

No.	法令
1	卸売市場法
2	建築基準法
3	都市計画法
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
5	消防法
6	水道法
7	道路法
8	道路構造令
9	道路交通法
10	水質汚濁防止法
11	土壌汚染対策法
12	悪臭防止法
13	大気汚染防止法
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
15	地球温暖化対策の推進に関する法律
16	騒音規制法
17	振動規制法
18	電気事業法
19	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
20	資源の有効な利用の促進に関する法律
21	建築士法
22	建設業法
23	労働安全衛生法
24	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
25	屋外広告物法
26	河川法
27	文化財保護法
28	火薬取締法

No.	法令
29	電波法

2 岐阜県・大垣市条例等

No.	条例等
1	岐阜県建築基準条例
2	岐阜県福祉のまちづくり条例
3	岐阜県地球温暖化防止条例
4	岐阜県道路設計要領
5	岐阜県屋外広告物条例
6	大垣市公設地方卸売市場業務条例
7	大垣市特別用途地区建築条例
8	大垣市景観条例
9	大垣市道路の構造の技術的基準を定める条例
10	大垣市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
11	承認工事審査基準（大垣市）
12	大垣市水道事業給水条例
13	開発行為等に伴う緑化計画書提出要領（大垣市）

3 官庁営繕関係統一基準等

No.	基準等
1	岐阜県建設工事共通仕様書
2	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
3	官庁施設の基本的性能基準
4	官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式
5	官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
6	官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準
7	官庁施設の防犯に関する基準
8	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
9	建築設計業務等電子納品要領
10	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】
11	公共建築工事積算基準
12	公共建築工事共通費積算基準
13	公共建築工事標準単価積算基準

No.	基準等
14	公共建築工事積算基準等資料
15	営繕工事積算チェックマニュアル
16	建築物解体工事共通仕様書
17	官庁営繕事業におけB I Mモデルの作成及び利用に関するガイドライン
18	B I M適用事業における成果品作成手引き（案）
19	大規模木造公共施設の建築にかかる低コストマニュアル・事例集
20	建築工事設計図書作成基準
21	建築工事設計図書作成基準の資料
22	敷地調査共通仕様書
23	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
24	建築設計基準
25	建築設計基準の資料
26	建築構造設計基準
27	建築構造設計基準の資料
28	建築工事標準詳細図
29	構内舗装・排水設計基準
30	構内舗装・排水設計基準の資料
31	公共建築数量積算基準
32	公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
33	公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
34	建築設備計画基準
35	建築設備設計基準
36	建築設備工事設計図書作成基準
37	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
38	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
39	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
40	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
41	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
42	雨水利用・排水再利用設備計画基準
43	建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）（市販）
44	建築設備設計計算書作成の手引（（一財）公共建築協会）（市販）
45	空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
46	公共建築設備数量積算基準

No.	基準等
47	公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）
48	公共建築設備工事見積標準書式（設備工事編）

「官庁施設の基本的性能基準」より抜粋

基本的性能基準表

着色部分を適用する。

大項目	中項目	小項目	施設及び外部空間の要求水準												備考							
			施設（本体）				施設（その他）				外部空間											
			分類		特記		分類		特記		分類		特記									
社会性	地域性	地域性	I	II					I	II					I	II						
	景観性	景観性	I	II					I	II					I	II						
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命	○	—					○	—					○	—						
		適正使用・適正処理	○	—					○	—					○	—						
		エコマテリアル	○	—					○	—					○	—						
		省エネルギー、省資源	○	—					○	—					○	—						
	周辺環境保全性	地域生態系保全	I	II					I	II					I	II						
		周辺環境配慮	○	—					○	—					○	—						
安全性	防災性	耐震	構造体	I	II	III			I	II	III			I	II	III						
			建築非構造部材	A	B				A	B					A	B						
			建築設備	甲	乙					甲	乙					甲	乙					
		対火災	耐火	I	II	III	IV			I	II	III			I	II	III					
			防火	I	II	III	IV			I	II	III			I	II	III					
			火災時の避難安全確保	I	II					I	II					I	II					
		対浸水	I	II	III	IV			I	II					I	II	III					
		耐風	構造体	I	II	III	IV			I	II	III										
			建築非構造体	I	II	III	IV			I	II	III					I	II	III			
			建築設備	I	II	III	IV			I	II	III										
		耐雪・耐寒	構造上	○	—					○	—											
			計画上	○	—					○	—					○	—					
		耐落雷	I	II	III	IV			I	II	III											
		常時荷重	固定荷重・積載荷重	○	—					○	—					○	—					
			土圧・水圧	○	—					○	—					○	—					
			特殊荷重	○	—					○	—					○	—					
機能維持性	機能維持	I	II					I	II													
機能性	利便性	移動	○	—					○	—					○	—						
		操作	○	—					○	—					○	—						
	バリアフリー	バリアフリー	○	—					○	—					○	—						
	室内環境性	音環境	I	II	III				I	II	III											
		光環境	I	II	III				I	II	III											
		熱環境	I	II	III				I	II	III											
		空気環境	I	II					I	II					I	II						
		衛生環境	○	—					○	—					○	—						
	情報化対応性	情報設備設置環境	情報処理機能	I	II	III			I	II	III											
			情報交流機能	I	II					I	II					I	II					
		情報設備信頼性	情報処理機能	I	II	III				I	II	III										
			情報交流機能	I	II					I	II					I	II					
情報設備拡張性		情報処理機能	I	II					I	II					I	II						
		情報交流機能	○	—					○	—					○	—						
経済性	耐用性	構造体	○	—					○	—												
		建築非構造体	○	—					○	—					○	—						
		建築設備	○	—					○	—												
		フレキシビリティ	I	II					I	II												
	保全性	作業性	○	—					○	—					○	—						
		更新性	○	—					○	—					○	—						

凡例：「I、II、III」、「A、B」及び「甲、乙」は、当該要求水準における技術的事項の「適用分類」を示す。

「○」は、当該要求水準における技術的事項の「適用」を示し、「—」は、「適用外」を示す。

※記入の無い部分は、設計において決定するものとする。